

## どちらが費用負担

### 雇入れ時健診で証明書

#### 問

新たに人を採用しました。雇入れ時の健康診断は、個人で受け、証明書を提出してもらう予定です。費用はどちらが負担すべきですか。

#### 法律において規定などなく

#### 答

事業主は、労働者に、医師による健康診断を行うことが義務付けられており、その1つに雇入れ時の健診があります（安衛法66条1項、安衛則43条）。ただし、健診から3月を経過しない者がその健診の結果を証明する書面を提出した場合、当該項目については省略可能です。一方、法で事業者が実施が義務付けられている健診の費用は、「法で…実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべき」としています（昭47↓9・18基発602号）。書面提出で省略した場合の費用負担は、法律などによる定めがありません。よって、事業主が負担しなくとも法律上問題はないという解釈があります。しかし、「雇入れの際」の解釈を、雇入れの直前または直後をいう（昭23・1・16基発83号）としているほか、採用選考時の健診について規定したものではない（平5・4・26事務連絡）と示している点などから、雇入れ直前に実施したものとして事業主が負担するのであれば、それに越したことはないでしょう。